

諮問日：令和4年4月22日（令和4年度（情）諮問第1号）

答申日：令和4年9月13日（令和4年度（情）答申第16号）

件名：東京地方裁判所の特定の部に限って裁判官一覧が裁判所ウェブサイト等で公表されていないことの議論や理由を示す文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「地裁民9と20の2部に限って裁判官一覧がホームページ上などに公表されていないが、その議論や理由を示す文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和4年1月24日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3（令和4年7月1日改正前の取扱要綱記第11の4）に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

私は最高裁を含め全国の裁判所に訪庁しているが、東京地裁民事9部と20部に限って裁判官一覧がホームページ上に公表されていない。民事訟廷によると意図的に理由があって公表していないだろうと説明している。私も、数年前、民事9部の裁判官一覧がホームページ上で開示されていたのを確認していて、それがなくなっているのを知り、本開示請求をしている。裁判官が非公開の手続であっても他の庁では開示しているのに、それを開示していないのは理由があるはずである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出に対し、原判断庁において探索を行ったが、本件開示申出に係る文書は存在しなかった。
- 2 苦情申出人は、数年前に原判断庁の民事第9部の裁判官一覧がウェブサイト上で公表されていたことを確認しているとした上で、他の庁では非公開の手続を担当する裁判官についてもウェブサイト上で公表していることから、原判断庁の民事第9部及び民事第20部に限って裁判官一覧がウェブサイト上に公表されていないことには、理由があるはずである旨主張する。
- 3 この点、原判断庁を含む各庁のウェブサイトは、当該各庁がその実情に応じて掲載内容を決定しているものであることから、原判断庁ウェブサイトの掲載事項が変更されることや各庁ウェブサイトごとに掲載事項が異なることは想定し得るものであるところ、原判断庁において、民事第9部（保全）及び民事第20部（破産・再生）の裁判官名の一覧を掲載しないこととするにあたり、このような取扱いに至った議論や理由を示す文書が過去に作成された可能性はあるものの、実際に作成又は取得したのか否か及び作成又は取得後に廃棄されたのか否かが判然としないことから、存在しないとの理由で不開示とする判断に至ったものである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年4月22日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月15日 審議
- ④ 同年9月9日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、原判断庁を含む各庁のウェブサイトの運営については、当該各庁が、その属する各部の事情も含む当該庁の実情に応じて、掲載内容を決定していることが認められた。上記確認結果を踏

まえば、原判断庁を含む各庁のウェブサイトにおいて、各庁のウェブサイトごとに掲載事項が異なることや掲載事項が実情に応じて変更されることは想定し得ることである。したがって、原判断庁がウェブサイトの掲載事項を検討した結果、全ての部において一律に裁判官名の一覧を掲載することとせず、各部の事情を考慮して個別に掲載事項を判断することもあり得るといえる。よって、原判断庁において、民事第9部及び民事第20部の裁判官名の一覧をウェブサイトに掲載しないこととするに当たり、このような取扱いに至った議論や理由を示す文書が過去に作成された可能性はあるものの、実際に作成し、又は取得したのか否か及び作成し、又は取得した後に廃棄されたのか否かが判然としないことから、存在しないとの理由で不開示とする判断に至ったとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

そのほか、東京地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、東京地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、東京地方裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子